

袖ヶ浦市老人福祉会館に関する 説明会資料

令和 7 年 8 月 7 日（木）

午後 2 時 3 0 分から

（参考）

施設の概況

- (1) 名 称 袖ヶ浦市老人福祉会館
- (2) 所 在 地 袖ヶ浦市飯富 2 4 9 7 番地 1
- (3) 施 設 鉄筋コンクリート 一部 2 階建 8 6 7 m²
- (4) 利用開始 昭和 5 3 年 4 月 1 0 日
- (5) 施設管理 指定管理者による管理（地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項）
- (6) 指定管理者 公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター
- (7) 指定管理者の指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

1 土砂災害の種類

突発的に発生し、すさまじい破壊力で一瞬にして多くの生命や財産を奪ってしまう土砂災害は、大きく3種類に分けることができます。

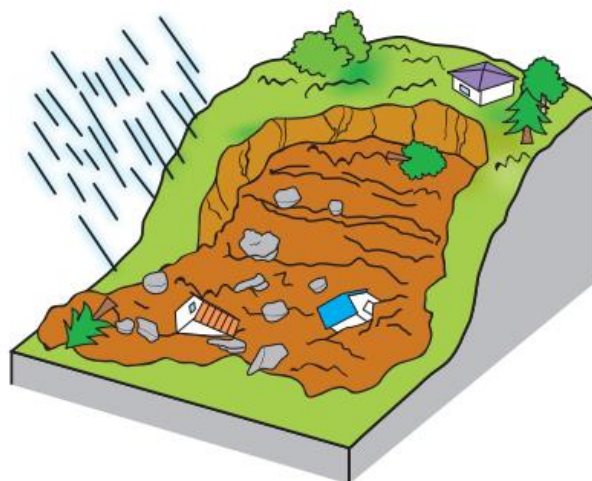
(1) がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

集中豪雨や地震などにより地盤が緩み、抵抗力の低下や浮石の抜け出しが生じて瞬時に斜面が崩れ落ちる現象。突発的に起こり、崩れ落ちるスピードが速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合が高い。



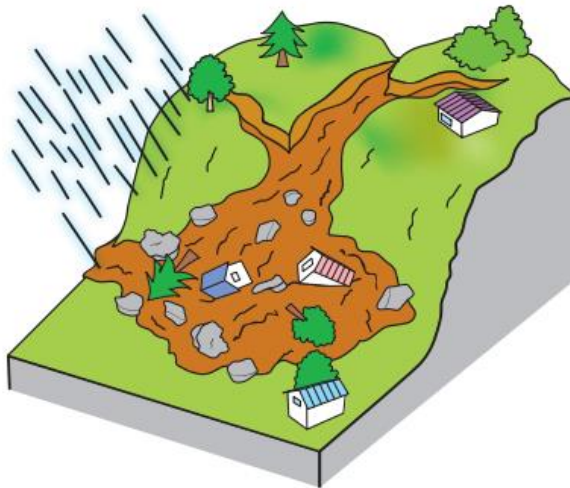
(2) 地すべり

比較的緩やかな斜面において、地中の滑りやすい層（粘土・泥岩などを含む地層）の地盤が地下水の影響などを受けて、ゆっくりと動き出す現象。一度に広い範囲が動くため、ひとたび発生すると人家、道路、田畑などに大きな被害を及ぼしたり、川をせき止めて洪水等を引き起こす原因になることもある。



(3) 土石流

溪流に貯まった土砂が、長雨や集中豪雨などによって一気に下流へ押し流される現象。時速 20km～40km と自動車なみの速度で流れ、破壊力がとても大きい
ため、人家や田畑を押し流し大きな被害をもたらす。



2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、千葉県が指定しています。

(1) 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

(2) 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

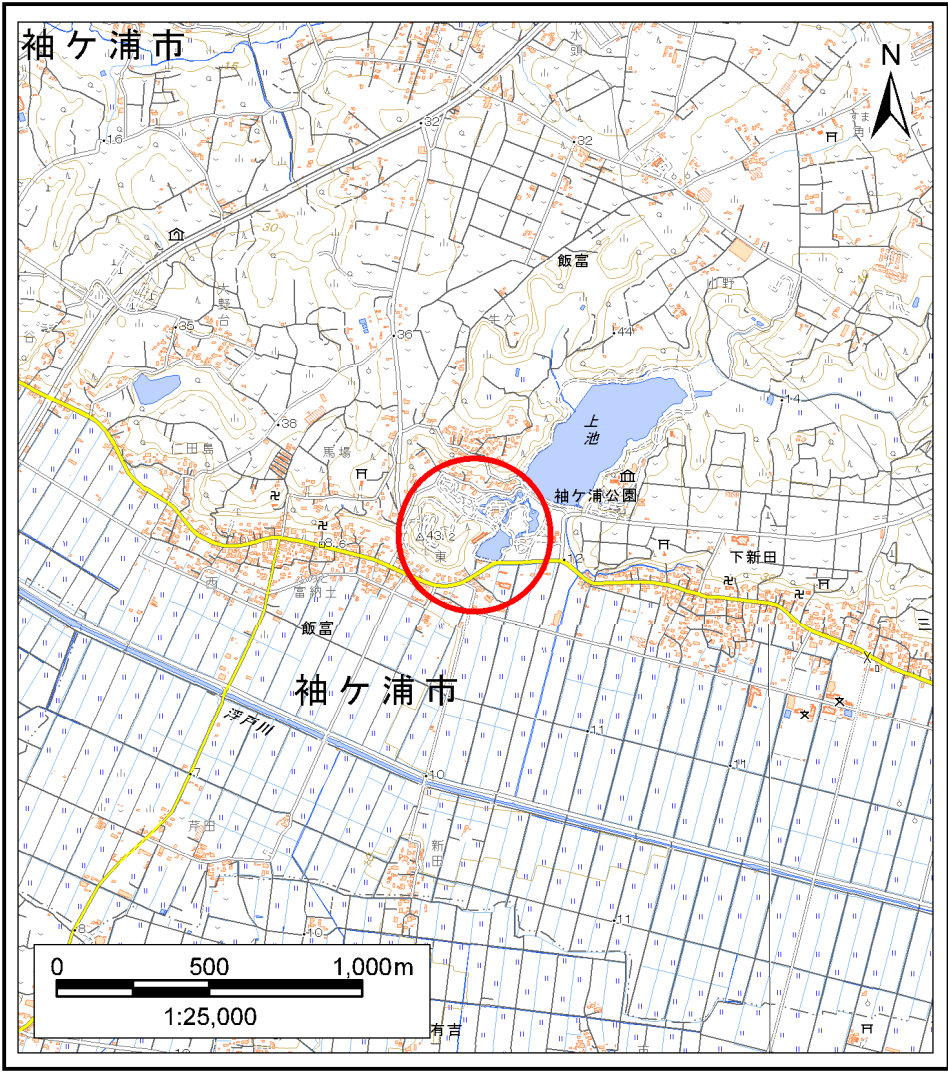
土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式1)



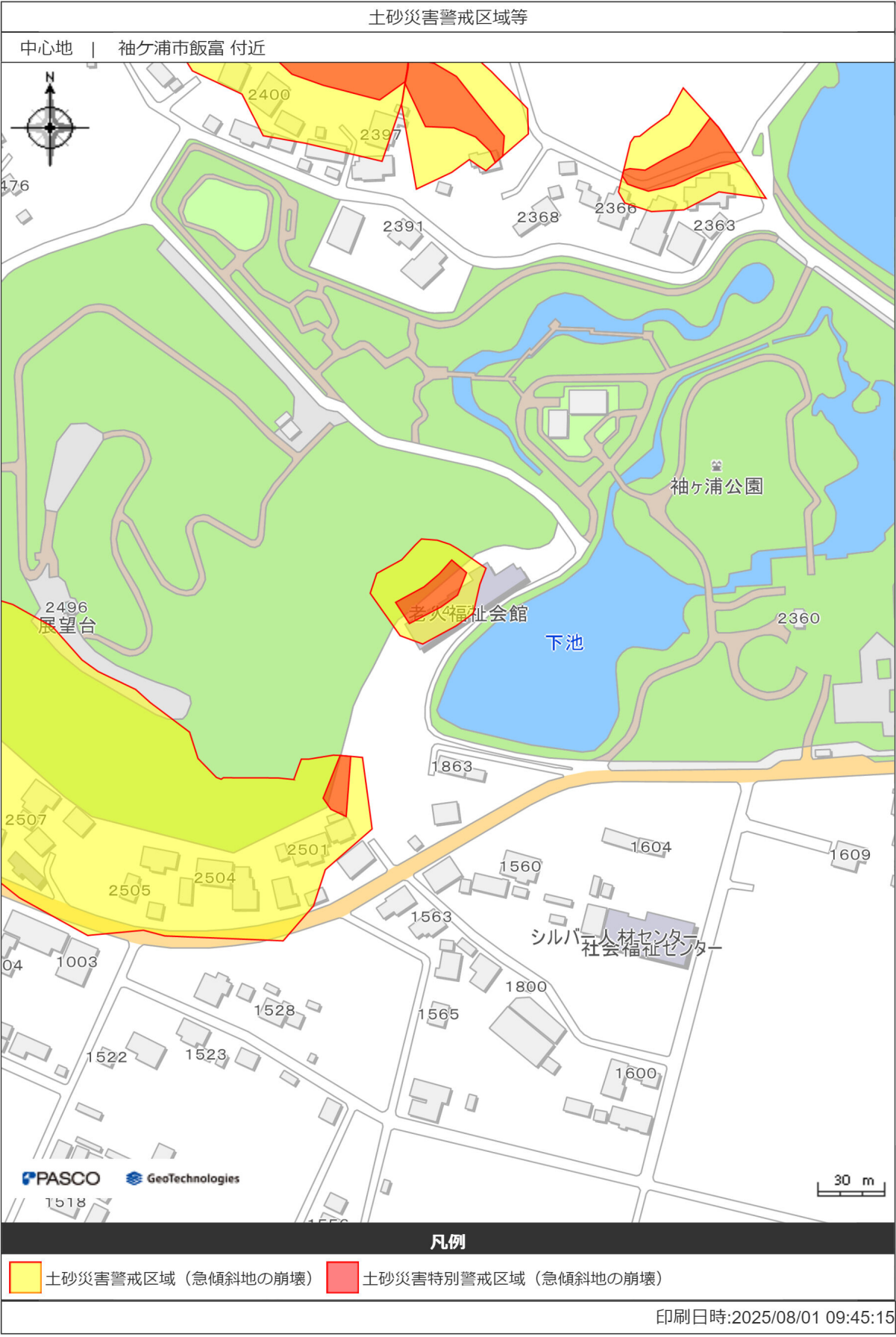
(1/200,000)



(1/25,000)

様式1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	Ⅱ-144K2163
	箇所名	飯富7
	所在地	袖ヶ浦市飯富

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R 4JHf 116」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」



土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

土砂災害防止 法施行令第三 条の基準に該 当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域
	それ以外の区域



縮尺
1:2,500

自然現象
の種類

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

千葉県告示第46号
千葉県告示第48号

令和6年1月30日

箇所番号

箇所名

所在地

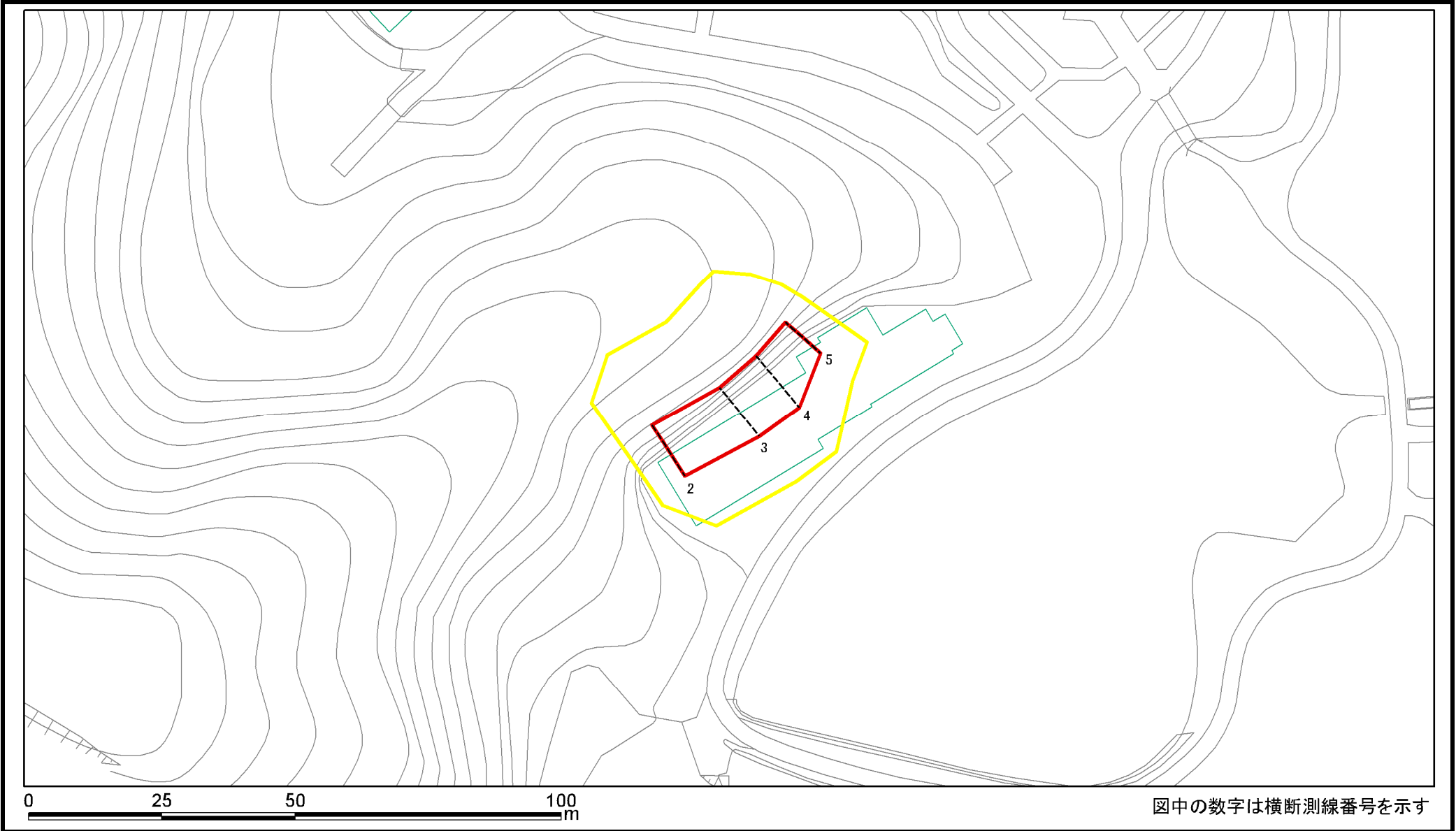
Ⅱ-144K2163

飯富7

袖ヶ浦市飯富

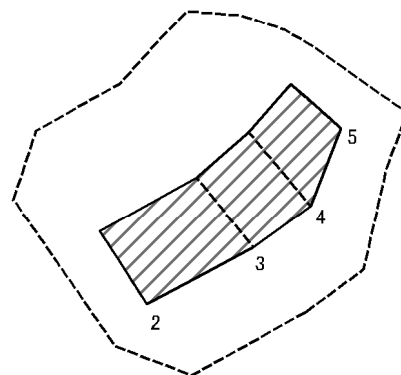
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)参考図

-9-



様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(参考図)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			 縮尺 1:1,000	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-144K2163
	土砂災害防止 法施行令第三 条の基準に該 当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	千葉県告示第46号 千葉県告示第48号	箇所名	飯富7
		土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和6年1月30日	所在地	袖ヶ浦市飯富
		それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)
<力区分:移動>

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域

土砂災害防止
法施行令第三
条の基準に該
当する区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/m²を超える区域

それ以外の区域



縮尺
1:1,000

自然現象
の種類

告示番号

告示年月日

急傾斜地の崩壊

千葉県告示第46号
千葉県告示第48号

令和6年1月30日

箇所番号

箇所名

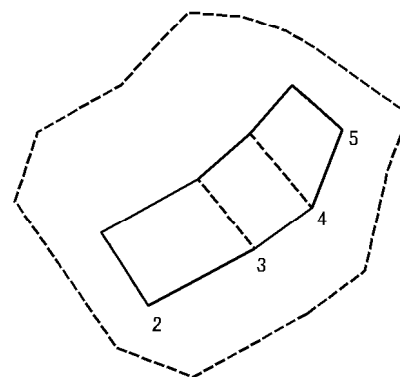
所在地

II-144K2163

飯富7

袖ヶ浦市飯富

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)
<力区分:堆積>

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止
法施行令第三
条の基準に該
当する区域

土石等の堆積の高さが3mを超える区域



それ以外の区域



縮尺
1:1,000

自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

II-144K2163

告示番号

千葉県告示第46号
千葉県告示第48号

箇所名

飯富7

告示年月日

令和6年1月30日

所在地

袖ヶ浦市飯富

